

利用者が接続する端末設備等の 接続の技術基準について

平成30年3月30日
事務局

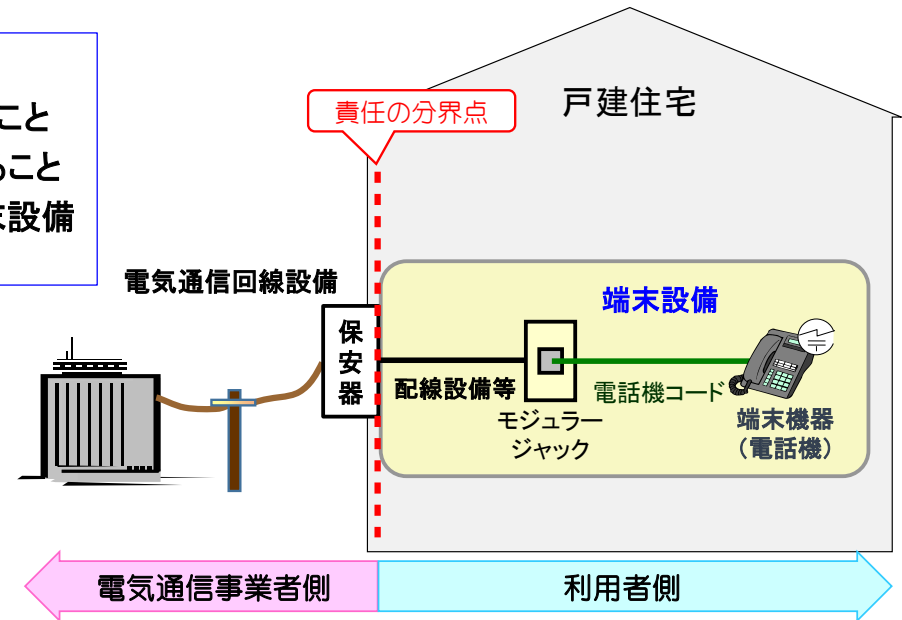
1 技術基準の考え方

電気通信事業法では、事業者の電気通信回線設備に接続して使用する端末設備が次の3つの事項を確保するものとして、総務省令に定める技術基準に適合することを求めている。

電気通信事業法(第52条第2項)

- 1) 電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること
- 2) 電気通信回線設備を利用する他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすること
- 3) 電気通信事業者の設置する電気通信回線設備と利用者の接続する端末設備との責任の分界を明確であるようにすること

- 「端末設備」は、電気通信回線設備の一部に接続される電気通信設備であって、その設置の場所が同一構内又は同一建物内であるもの。
- 「自営電気通信設備」は、電力会社や鉄道会社等の自営通信システムなど端末設備以外のものであって、電気通信役務の提供に用いるものではない電気通信設備。「自営電気通信設備」の接続の技術基準は、端末設備に係るものを準用。



2 端末設備の接続と基準認証制度

電気通信事業者は、利用者から端末設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたとき、その接続が技術基準に適合しない場合等を除き、その請求を拒むことができない。

基準認証制度は、事業用電気通信設備に接続して使用される端末機器やその設計について、接続の技術基準に適合していることを登録認定機関等が認定する制度。

利用者は、技術基準に適合し表示(技適マーク)が付された適合表示端末機器を接続する場合等を除き、電気通信事業者による接続の検査を受け、技術基準に適合する端末設備と認められなければ、当該設備を使用できない。

端末設備等の接続の技術基準については、端末設備等規則において端末設備の種別毎に要件が定められている。

(端末設備に求められる基準全般)

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 責任の分界(第3条)

第3章 安全性等(第4条～第9条)

(個別の端末設備に係る規定)

第4章 電話用設備に接続される端末設備

第1節 アナログ電話端末(第10条～第16条)

第2節 移動電話端末(第17条～第32条)

第3節 インターネットプロトコル電話端末
(第32条の2～第32条の9)

第4節 インターネットプロトコル移動電話端末

第5章 無線呼出用設備に接続される
端末設備(第33条・第34条)

第6章 総合デジタル通信用設備に接続される
端末設備(第34条の2～第34条の7)

第7章 専用通信回線設備又はデジタルデータ
伝送用設備に接続される端末設備
(第34条の8・第34条の9)

***IoT機器の端末設備はここに該当**

第8章 特殊な端末設備(第35条)

(その他)

第9章 自営電気通信設備(第36条)

・責任の分界

・漏えいする通信の識別禁止 ・鳴音の発生防止
・絶縁抵抗等 ・過大音響衝撃の発生防止
・配線設備等
・端末設備内において電波を使用する端末設備

・基本的機能 ・発信の機能 ・緊急通報機能 等

・無線呼出端末固有情報の変更を防止する機能 等

・基本的機能 ・発信の機能 ・緊急通報機能 等

・電気的条件等(総務省告示において規定)
- 基本的機能
- 発信時の制限機能
- 送信タイミング
- 送信停止指示に従う機能 等

・漏話減衰量

- 電気通信事業者のデジタルデータ伝送用設備に直接接続される端末機器(下図中★)については、技術基準適合認定等を取得する必要がある。
- 適合表示端末機器を介して間接的に電気通信事業者のデジタルデータ伝送用設備に接続される機器については、必ずしも技術基準適合認定等を取得する必要はない。

【デジタルデータ伝送用設備に接続される端末設備の接続形態】

